

山頂避難小屋あり方検討部会の報告

1 議題

- (1) 令和4年度 of 取組状況について → 資料3-1
- (2) 設置要領の見直しについて → 資料3-2
- (3) 令和5年度 of 取組(案)について → 資料6
- (4) その他

2 主な質疑・意見交換内容

(1) 令和4年度 of 取組状況について

小屋工事、携帯トイレ回収ボックス及び仮設トイレ設置、携帯トイレ普及啓発チラシ配布状況について説明し、主な意見等は次の通り。

(主な意見等)

- ・工事準備状況

(2) 設置要領の見直しについて

山頂避難小屋とそのトイレのあり方の方向性が定まったことから、更なるマナー向上対策（使用済携帯トイレ持ち帰り と 登山前の用足し）等を図るため、部会の見直しについて説明し、主な意見等は次の通り。

(主な意見等)

- ・当初の目的はある程度達成されたように思う。
- ・改正後設置要領第3 (1) の「周辺地域に相応しいトイレの在り方」に避難小屋を入れてみてはどうか。
- ・確実に携帯トイレを持っていただくように呼びかけを推進していただきたい。

(3) 令和5年度 of 取組(案)について

携帯トイレの販売、管理の新たな体制検討、更なるマナー向上対策（使用済携帯トイレ持ち帰り と 登山前の用足し）、携帯トイレ回収ボックス及び仮設トイレ設置について説明し、主な意見等は次の通り。

(主な意見等)

- ・小田越の仮設トイレの設置期間について、仮設トイレの設置期間を県道25号線に合わせた期間としてはどうか。
- ・資料6の8「(1) 携帯トイレの販売、管理の新たな体制検討」に、是非ともボランティア団体の名称を記載いただきたい。名称：「携帯トイレサポート早池峰」
- ・しっかり登山者に登山前にトイレを済ませてもらえるよう、トイレ情報の周知をしていただきたい。
- ・協力金の徴収について、はっきり目的を持ってやった方が良く思う。

(4) その他

- ・他都道府県における携帯トイレの取組事例の資料提供とその説明。
- ・携帯トイレ' サポート早池峰活動報告(2022年)の資料提供とその説明。
- ・横断幕を作り直す予定であることと、そのデザインの提案。
- ・5月頃から大迫のローソンで携帯トイレが販売されるとの情報提供。
- ・携帯トイレ普及啓発用チラシの多言語化の要望意見あり。

令和4年度 取組状況について

日時：令和5年2月3日（金）10：30～12：00

場所：岩手県公会堂2階 21室

1 早池峰山山頂避難小屋の改修

令和2年度の建物再調査により、改築の必要性が確認され、令和3年度に設計を行った。令和4年度に工事着手予定であったが、入札不調となったことから、令和5年度工事着手に向けて準備中。

2 携帯トイレブースの設置

0.5合目付近の樹林帯に携帯トイレ用簡易テントを設置した。(6/8～10/26)



(0.5合目付近携帯トイレ用簡易テント)

3 携帯トイレ回収ボックス及び仮設トイレの設置

岳駐車場、岳さわやかトイレ、河原の坊登山口、小田越登山口に使用済携帯トイレ回収ボックスを設置した。また、小田越登山口付近には仮設トイレを設置した。

【（R3から引続き）大5（うち洋式1）、小1】(6/2～10/20)



(携帯トイレ回収ボックス 小田越登山口)



(仮設トイレ 小田越登山口付近)

4 早池峰山携帯トイレ普及啓発用チラシの配布

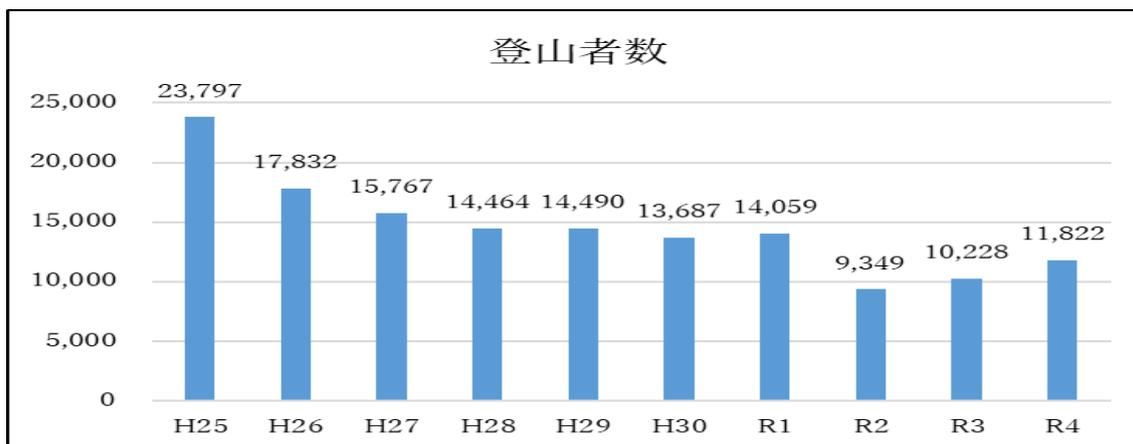
早池峰山の自然環境保全の取り組みとして、登山者に対し携帯トイレの使用を呼び掛けるチラシを昨年度から引き続き岩手県ホームページへ掲載すると共に、今年度から早池峰クリーン&グリーンキャンペーン期間中に早池峰マナーガイドと併せて配布を行った。

(参考：岩手県ホームページ↓)

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/oshirase/1036459.html>

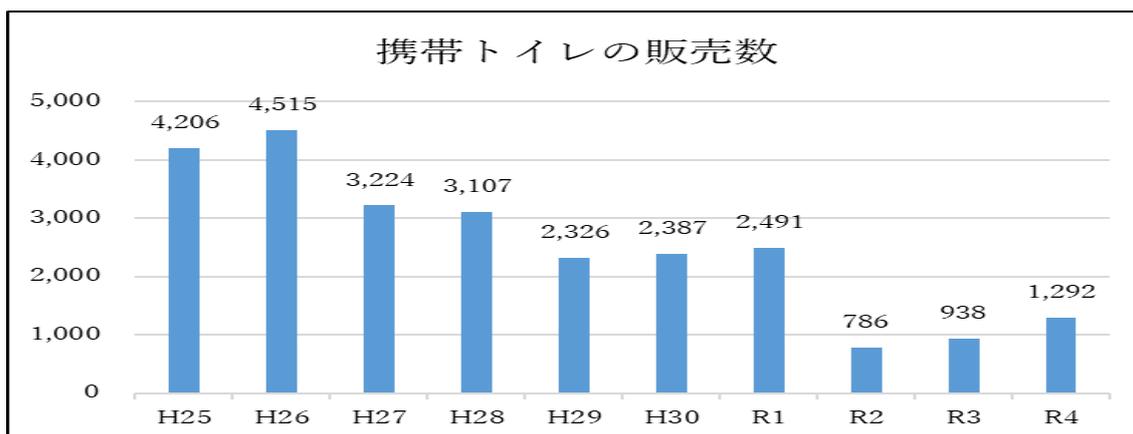


参考1：登山者数の推移



(データ提供：早池峰地域協議会)

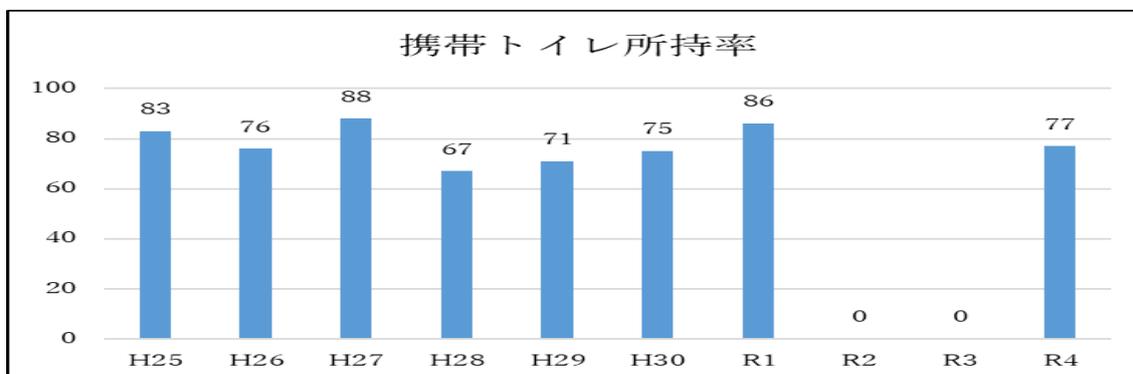
参考2：携帯トイレの販売数



(携帯トイレサポート早池峰 菅沼委員から報告)

参考3：携帯トイレ所持率アンケート調査（小田越登山口）

※ 令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルスの影響により未実施



(調査実施：自然保護課)

早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会見直しについて

【現行部会について】

○目的

当部会は、早池峰山に相応しい山頂避難小屋・トイレのあり方などについて検討し、今後の方向性を見出すこと。

○所掌事項（最新の設置要領より）

1. 山頂避難小屋・トイレの必要性
2. 改築・改修の必要性、必要とする場合の整備場所・方法・内容
(山岳トイレの先進事例の検証、し尿処理技術と環境への影響の検討を含む)
3. マナー向上対策、協力金徴収
4. その他必要な事項

○取組状況

1 及び 2 について

- ・山頂避難小屋については、老朽化対策のため現位置で改修予定
⇒令和4年度に改修予定であったが、入札不調により令和5年度に繰り越し
- ・山頂避難小屋のトイレについては、3基全て携帯トイレ専用とする

3 について

- ・利用マナー向上については、周知するチラシを作製し、ボランティア団体の協力を得て、シャトルバス利用者へ配布しているほか、県のホームページでも情報発信を実施。

※上記状況から、部会目的の一部である避難小屋及びトイレのあり方については概ね達成

今後も引き続き、マナー向上対策などを検討していく必要があることから、現行部会の見直しをしたい。

早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会設置要領を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>○要領の名称</p> <p>早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会設置要領</p> <p>(設置)</p> <p>第1 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領第6の規定により、「早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会」(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2 部会は、早池峰山に相応しい山頂避難小屋・トイレのあり方などについて検討し、今後の方向性を見出すことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 部会は、第2の目的を達成するため、下記事項について検討する。</p> <p>(1) 山頂避難小屋・トイレの必要性</p> <p>(2) 改築・改修の必要性、必要とする場合の整備場所・方法・内容(山岳トイレの先進事例の検証、し尿処理技術と環境への影響の検討を含む)</p> <p>(3) マナー向上対策、協力金徴収</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第4 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、委員の互選とし、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p>	<p>○要領の名称</p> <p>早池峰地域自然環境保全対策検討部会設置要領(仮称)</p> <p>(設置)</p> <p>第1 早池峰地域保全対策事業推進協議会設置要領第6の規定により、「早池峰地域自然環境保全対策検討部会」(以下「部会」という。)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2 部会は、早池峰山及びその周辺地域(避難小屋を含む。)に相応しいトイレのあり方や、自然環境の保全と適正利用に向けた普及啓発の取り組み方などについて検討し、今後の方向性を見出すことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3 部会は、第2の目的を達成するため、下記事項について検討する。</p> <p>(1) 早池峰山及びその周辺地域(避難小屋を含む。)のトイレのあり方</p> <p>(2) 携帯トイレの管理、運営方法及び利用促進に向けた取り組み方</p> <p>(3) 自然環境保全と適正利用のための利用者のマナー向上対策、協力金徴収</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第4 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、委員の互選とし、副部会長は部会長が指名する。</p> <p>3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p>

改正前	改正後
<p>4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5 部会の会議は、部会長が招集する。</p> <p>2 委員が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6 部会の事務を処理するため、事務局を岩手県自然保護課に置く。</p> <p>(補足)</p> <p>第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会に諮って定める。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成20年6月3日から施行する。</p> <p>この要領は、平成28年2月24日から施行する。</p> <p>この要領は、平成31年3月11日から施行する。</p>	<p>4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5 部会の会議は、部会長が招集する。</p> <p>2 委員が都合により出席できない場合は、代理人が出席することができる。</p> <p>3 議長は、必要があると認められる場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6 部会の事務を処理するため、事務局を岩手県自然保護課に置く。</p> <p>(補足)</p> <p>第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会に諮って定める。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成20年6月3日から施行する。</p> <p>この要領は、平成28年2月24日から施行する。</p> <p>この要領は、平成31年3月11日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>

改正前

別表

早池峰山山頂避難小屋あり方検討部会委員名簿

区分	所属・職名	備考
山岳関係団体	岩手県山岳協会	
	岩手県勤労者山岳連盟	
自然保護関係団体	早池峰フォーラム実行委員会	
	早池峰の未来を考える女性の会	
ボランティア	早池峰にゴミは似合わない実行委員会	
管理員	自然公園保護管理員	
市町村	花巻市大迫総合支所地域振興課地域支援室室長	
	遠野市環境整備部環境課長	
	宮古市川井総合事務所長	
岩手県	県南広域振興局保健福祉環境部長	
	環境生活部自然保護課自然公園担当課長	

改正後

別表

早池峰地域自然環境保全対策検討部会委員名簿

区分	所属・職名	備考
山岳関係団体	岩手県山岳協会	
	岩手県勤労者山岳連盟	
自然保護関係団体	早池峰フォーラム実行委員会	
	早池峰の未来を考える女性の会	
ボランティア	早池峰にゴミは似合わない実行委員会	
市町村	花巻市大迫総合支所地域振興課地域支援室室長	
	遠野市環境整備部環境課長	
	宮古市川井総合事務所長	
岩手県	県南広域振興局保健福祉環境部長	
	環境生活部自然保護課自然公園担当課長	



更新デザイン ※協議会以降の団体名表示を追加

600×2840mm 1枚

早池峰クリーン&グリーンキャンペーン 未来へ残そう早池峰の自然

携帯トイレの準備を!

早池峰地域保全対策事業推進協議会 ● 岩手県 花巻市・遠野市・宮古市・携帯トイレサポート早池峰

600×2840mm 2枚(風穴あり)

早池峰クリーン&グリーンキャンペーン 未来へ残そう早池峰の自然

携帯トイレの準備を!

早池峰地域保全対策事業推進協議会 ● 岩手県 花巻市・遠野市・宮古市・携帯トイレサポート早池峰

150mm

300mm
(風穴の長さ)

150mm

380×2840mm 2枚

早池峰クリーン&グリーンキャンペーン 未来へ残そう早池峰の自然

携帯トイレの準備を!

早池峰地域保全対策事業推進協議会 ● 岩手県 花巻市・遠野市・宮古市・携帯トイレサポート早池峰